

鹿商関東同窓会会則（案）

第1章 総 則

第1条（名称）

本会は鹿商関東同窓会と称し、本部（事務局）を東京都に置く。

第2章 目的及び事業

第2条（目的）

本会は会員相互の親睦を図り、母校の支援をすることを目的とする。

第3条（事業）

本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- ・総会を開催すること。
- ・会員名簿、会報の発行。
- ・その他本会の目的を達成するために必要な事業を行う。

第3章 会 員

第4条（会員）

本会の会員は鹿児島商業学校及び鹿児島商業高等学校（以下母校）を卒業した者、在学したことがある者、及び母校で教職員として勤務したことがある者で、関東地区近郊に在住の者をもって構成する。

第5条（届出）

会員は住所等に変更があった場合は、事務局に届け出なければならない。

第4章 運営組織

第6条（幹事会）

同窓会運営組織として次の役員を置き幹事会とする。

- ・会 長 1名 ・副会長 若干名
- ・顧 問 若干名 ・幹事長
- ・常任理事 若干名 ・理 事 若干名
- ・会計監査 ・書 記 1名

幹事会は会長が必要と認める会員をもって構成し、会長がこれを招集し、当会の運営に必要な事項を決定する機関とする。

第5章 任務および任期

第7条（任務・任期）

役員の仕事は次の通りとする。

会 長…会長は本会を代表し、会務を統括し運営をつかさどる。

副会長…副会長は会長を補佐し、ケースにより会長職を代行する。

副会長は次の担当をする。

・総務・組織・渉外・統括・名簿・総会

書 記…本会の記録をとり、保管する。

会 計…本会の会計を行い、総会時の会計報告をする。

監 査…会計の監査を行い、総会時に監査報告をする。

年度幹事…厄年を年度幹事とし、次の業務を執り行う。

・同窓会総会を積極的に補助する。

・年間の同窓会活動を担当する。

・母校の年度幹事との連絡を行う。

第8条（役員の任期）

全役員の任期は2年とする。但し再任は妨げない。

第9条（会長及び役員の選出）

会長は幹事会の互選により決定する。

副会長及び顧問・役員は会長が指名する。

第6章 総会および幹事会

第10条（総会）

総会は原則として7月に開催し、諸事項を決定・報告する。

第11条（幹事会の開催）

幹事会の開催は、必要に応じて開催することができる。総会前には幹事会を開催し、諸事項を討議し、同窓会総会にて承認を得る。

第7章 会計及び諸則

第12条（会計年度）

会計年度は5月1日より翌年4月30日迄とし、当該年度の事業報告、会計報告及び監査を行い、総会においてその承認を得るものとする。

第13条（会費）

当会の会費は徴収せず、基金を募る。

第14条（運営費）

当会の運営は、寄付金および基金により運営される。

第15条（慶弔規定）

同窓会の運営に多大の功績があった者に敬意を表し、感謝状・記念品を贈呈する。

（平成29年7月8日改正）

付 則

慶弔規定の金額及び記念品については以下のとおりとする。

慶の場合は金額1万円と記念品

弔の場合は金額1万円と生花

（本付則は平成29年7月より施行する）